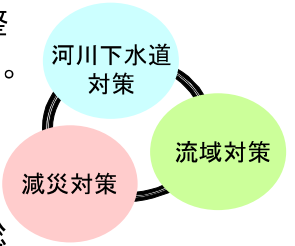


総合治水条例の概要

条例制定の背景

- 近年、台風等による大雨や集中豪雨、局地的大雨が増え、河川や下水道の整備といったこれまでの治水対策だけで被害を防ぐことは困難となってきています。
- そのようななか、河川や下水道の整備に加え、雨水を貯め・もしくは地下へ浸透させて流出を抑える「流域対策」、浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする「減災対策」を組み合わせた『総合治水』の推進が重要となっています。
- そこで、兵庫県では、近年経験した大雨による浸水被害を教訓として、この『総合治水』を推進するため、「総合治水条例」を制定しました。



条例の目的

- 総合治水の基本理念を明らかにします。
- 総合治水に関する施策を定めます。
- 県・市町・県民が協働して総合治水を推進します。

条例の構成

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 地域総合治水推進計画(第6条・第7条)

第3章 河川下水道対策(第8条・第9条)

第4章 流域対策(第10条～第37条)

- 調整池の設置及び保全
- 土地等の雨水貯留浸透機能
- 貯水施設の雨水貯留容量の確保
- ポンプ施設との調整
- 遊水機能の維持
- 森林の整備及び保全

第5章 減災対策(第38条～第50条)

- 浸水に関する情報
- 浸水による被害の軽減のための体制の整備
- 建物等の耐水機能
- 浸水による被害からの早期の生活の再建

第6章 県民相互及び他の行政機関との連携(第51条～第54条)

第7章 雑則(第55条～第57条)

第8章 罰則(第58条～第61条)

附則

施策のイメージ

● 河川下水道対策 「ながす」

● 流域対策 「ためる」

● 減災対策 「そなえる」

条例の特長

- ① 総合治水の推進に関するあらゆる施策を示した上で、**県・市町・県民の責務を明確化**。
- ② 知事は、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、河川の流域や地域特性等から県土を11の「計画地域」に分け、各計画地域において「**地域総合治水推進計画**」を策定することを規定。
- ③ 雨水の流出量が増加する一定規模以上の開発行為を行う開発者等に対し、「**重要調整池**」の設置等を義務化。**違反時には命令・罰則を規定(H25.4.1施行)**。

特長① 県・市町・県民の責務

■ 総合治水は、示されたあらゆる施策について、県・市町・県民がそれぞれの責務のもと、相互に連携を図りながら協働して、推進されなければなりません。

県の責務	総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施
市町の責務	各地域の特性を生かした施策の策定・実施
県民の責務	・雨水の流出抑制と浸水発生への備え ・行政が実施する総合治水に関する施策への協力



相互連携

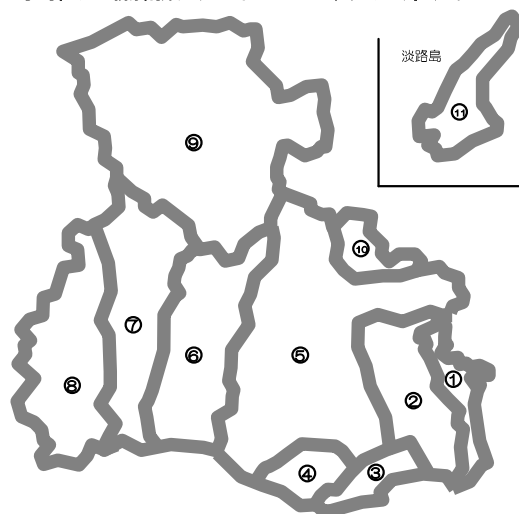
特長② 地域総合治水推進計画

■ 知事は、河川流域を基本として県内を11の「計画地域」に分割(下図)し、計画地域ごとに地域総合推進計画(以下「推進計画」)を策定します。

■ 推進計画の策定に当たっては、計画地域ごとの総合治水推進協議会において、広く県民から意見を聴くものとします。

■ 推進計画に定める事項

- (1) 総合治水の基本的な目標に関する事項
- (2) 総合治水の推進に関する基本的な方針
- (3) ダム、堤防、管渠等の整備に係る事項その他河川下水道対策に関する事項
- (4) 以下の施設に関する事項その他流域対策に関する事項
 - ・調整池(第10条～第20条)
 - ・雨水貯留浸透機能を備えるべき施設(第21条～第25条)
 - ・貯水施設(第26条～第30条)
 - ・ポンプ施設(第31条～第35条)
- (5) 耐水機能を備えるべき施設(第44条～第49条)に関する事項その他減災対策に関する事項
- (6) 環境の保全と創造への配慮に関する事項
- (7) その他総合治水を推進に必要となる事項



<計画地域の名称、地域に属する代表的な河川及び市町>

① 阪神東部	猪名川(尼崎市、伊丹市他)	⑦ 西播磨東部	揖保川(たつの市、宍粟市他)
② 阪神西部	武庫川(尼崎市、西宮市他)	⑧ 西播磨西部	千種川(赤穂市、佐用町他)
③ 神戸	新湊川(神戸市)	⑨ 但馬	円山川(豊岡市、養父市他)
④ 神明	明石川(神戸市、明石市)	⑩ 丹波東部	竹田川(篠山市、丹波市)
⑤ 東播磨・北播磨・丹波	加古川(加古川市、西脇市他)	⑪ 淡路	三原川(洲本市、淡路市他)
⑥ 中播磨	市川(姫路市、市川町他)		

■ 推進計画に定めた具体的施設等のうち、特に必要と認めるものについては、当該施設等の所有者等の同意を得て、知事が「指定」します。指定された施設等については、総合治水に関する取組実施が義務化されます。

特長③ 一定規模以上の開発行為に関する「重要調整池」の設置・保全義務

■ 1ha以上の開発行為(雨水の流出量が増加するもの)を行う場合、雨水の流出を抑制するため、基準に適合する調整池(重要調整池)を設置し、設置後は適正な管理を行わなければなりません。

■ 重要調整池の設置・適正管理義務に違反した者には、知事から命令を行い、従わないときは、懲役または罰金に処されます。

条例の施行年月日

平成24年4月1日

(重要調整池に関する規定(第11条～第16条、第55条及び第8章)の施行年月日は **平成25年4月1日**)

● お問い合わせ

兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課

TEL. 078(362)9265 FAX. 078(362)3942

E-mail. chisui@pref.hyogo.lg.jp

ホームページ: <http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/sougouchisui-jiyorei.html>